

企业注册资本登记制度改革后续：中国企业信用体系的构建

2014 年 02 月 07 日，国务院发布了《国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的通知》(国发〔2014〕7 号)，正式批准在全国范围内实施注册资本登记制度改革方案（以下简称“改革方案”）。改革方案中，除规定实行注册资本认缴登记制外，还初步确立了构建中国企业信用体系的设想，旨在加强企业信用约束机制、提升中国企业的整体诚信水平。信用体系构建的具体措施包括：实施企业年度报告公示制度、构建市场主体信用信息公示系统、建立经营异常名录等名录制度，等。

改革方案出台后，国务院及其部门、地方政府已制定或正在制定相应的配套规定，上述信用体系构建的相关措施已在不同地域范围内得以实施。

下文中，律师结合目前的立法和实施情况，对企业比较关注的企业年度报告公示制度、市场主体信用信息公示系统、经营异常名录等名录制度三项措施，作简要介绍和解读。

1. 信用体系构建措施之一：企业年度报告公示制度

根据改革方案，停止实施工商企业年度检验制度，改而实行企业年度报告公示制度，即由企业按年度在规定的期限内，通过市场主体信用信息公示系统向工商部门报送年度报告，并向社会公示。

目前，部分省市、特殊区域已出台企业年度报告公示制度的具体实施办法。以中国（上海）自由贸易试验区（以下简称“自贸区”）为例，上海市工商行政管理局于 2014 年 03 月 03 日颁布了《[中国（上海）自由贸易试验区企业年报公示办法（试行）](#)》，并于当日开始实施。该办法对自贸区内企业报送年度报告的期限、报告内容、报送及公示等流程、未按时报送的法律后果等都作了比较明确的规定。

就全国性规定而言，2014 年 04 月 17 日，国务院法制办公室公布了《[企业信息公示条例（征求意见稿）](#)》（目前尚未出台正式文件），该征求意见稿对企业年度报告公示制度作了进一步细化，具体包括：

- 明确企业报送年度报告以及向社会公示的

企業登録資本登記制度改革のその後：中国企業信用システムの構築

2014 年 2 月 7 日、国務院は「登録資本登記制度改革方案の公布に関する国務院の通知」（国発〔2014〕7 号）を公布し、全国範囲で登録資本登記制度改革方案（以下「改革方案」という）を実施することを正式に許可した。改革方案においては、登録資本引受登記制の実施を規定した以外にも、中国企業信用システムを構築する構想の初期段階の策定を終え、企業信用拘束システムの強化、中国企業の全体的な信用レベルの引上げを目指している。信用システム構築の具体的な措置には企業年度報告公示制度の実施、市场主体信用信息公示システムの構築、経営異常名簿などの名簿制度の確立などが含まれる。

改革方案の公布後、国務院およびその部門、地方政府は付帯規定を制定しましたは現在制定中であり、上記信用システム構築の関連措置は既に様々な地域範囲において実施されている。

以下の文において、筆者は現在の立法および実施状況に照らして、企業が注目している企業年度報告公示制度、市场主体信用信息公示システム、経営異常名簿などの名簿制度の 3 項目の措施について、簡潔な紹介と解説を行う。

1. 信用システム構築措置その一：企業年度報告公示制度

改革方案によると、工商企業年度検査制度の実施を停止し、企業年度報告公示制度に変更して実施する。即ち、企業は年度の定められた期間内に、市场主体信用信息公示システムを通じて工商部門へ年度報告を申告し、社会に向け公示する。

現在、一部の省市、特別区域は既に企業年度報告公示制度の具体的な実施弁法を公布済みである。中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易区」という）を例にすれば、上海市工商行政管理局は 2014 年 3 月 3 日に「[中国（上海）自由貿易試験区企業年度報告公示弁法（試行）](#)」を發布し、即日実施を始めている。当該弁法は自由貿易区内企業の年度報告申告期間、報告内容、申告および公示などの手順、期限どおりに申告しなかった場合の法的責任などについて明確な規定を設けた。

全国的な規定について言えば、2014 年 4 月 17 日、国務院法制弁公室は「[企業情報公示条例（意見募集案）](#)」（現時点では正式な文書は公布されていない）を公布し、当該意見募集案は企業年度報告公示制度を更に詳細にした。具体的には以下の通りである。

- 企業が年度報告を申告し社会へ公示する期

期限：毎年1月1日至6月30日。

- 明确年度报告的内容：（一）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息；（二）企业从业人数、通信地址、邮政编码、联系电话、电子邮箱等信息；（三）企业开业、存续、停业、清算等经营状态信息；（四）对外投资设立企业信息；（五）网站或者网店的名称、网址等从事网络经营的信息；（六）企业资产总额、负债总额、销售总额、主营业务收入、利润总额、净利润、纳税总额、所有者权益合计信息。其中，企业应当公示第（一）至（五）项信息，可以选择是否公示第（六）项信息。
- 明确企业违反年度报告公示义务的责任：例如，通过企业年度报告中载明的所有联系方式无法取得联系的企业，将被载入经营异常名录；公示信息隐瞒、弄虚作假，将被列入严重违法企业名单。

【律师观点】

- 由于适用于全国的《企业信息公示条例》尚未制定完成，因此，在未出台地方性规定的地区（例如上海市除自贸区以外的区域），理论上，企业暂时不需要报送年度报告（实践中，各地的工商部门可能有不同要求，但就上海市而言，工商部门暂时不要求自贸区以外区域的企业报送年度报告）。对于2013年的年度报告何时报送、如何报送的问题（时间上很可能要顺延了），律师估计，工商部门可能会在《企业信息公示条例》正式公布后，另行通知。
- 针对外商投资企业，由于工商年检制度的取消，原本由商务、财政、税务、外汇等部门与工商部门共同开展的“联合年检”，已改为由商务、财政、税务、外汇等部门组织的“联合申报”。律师提醒，外商投资企业应当根据[《关于开展2014年外商投资企业年度经营情况联合申报工作的通知》](#)，在2014年06月30日前提交和填报“联合申报”的年度报告。
- 如果《企业信息公示条例》保留征求意见稿中关于年度报告内容的规定，那么，未来企业将可以通过交易对象、合作伙伴等的年度报告，便捷地了解其员工规模、对

間を明確にした。毎年1月1日から6月30日まで。

- 年度报告的内容を明確にした。（一）有限責任会社の株主または株式会社の発起人が引き受けおよび払い込んだ出資額、出資時間、出資方法などの情報、（二）企業従業員数、連絡住所、郵便番号、連絡電話、電子メールボックスなどの情報、（三）企業の開業、存続、事業休止、清算などの経営状態の情報、（四）対外投資設立企業情報、（五）ウェブサイトまたはオンラインショップの名称、リンク先などオンライン経営への従事に関する情報、（六）企業の資産合計、負債合計、売上高、主力業務収入、利益合計、純利益、納税額合計、所有者権益の合計情報。その中、企業は（一）から（五）までの情報を公示しなければならず、（六）の情報を公示するかを選択することができる。
- 企業が年度报告公示義務に違反した場合の責任を明確にした。例えば、企業年度报告に記載された連絡方法を通じて連絡が取れない企業は経営異常名簿に記載される。公示情報に隠匿、瞞着があった場合、重大違法企業名簿に記載される。

【筆者の観点】

- 全国で適用される「企業情報公示条例」が未だ制定を終えていないため、地方性規定が公布されていない地区（例えば上海市の自由貿易区以外の区域）においては、理論上、企業は当面の間年度报告を申告する必要はない（実務において、各地の工商部門には異なる要求があると思われるが、上海市について言えば、工商部門は差し当たり自由貿易区以外の区域の企業に対し年度报告の申告を求めている）。2013年の年度报告をどの時点で、どのように申告するかの問題（時期は順延する必要があると思われる）については、筆者の推測するところ、工商部門は「企業情報公示条例」の正式公布後に、別途通知を行うものと思われる。
- 外商投資企業について言えば、工商年度検査制度が廃止されたため、従来の商務、財政、税務、外貨など部門が工商部門と共同で実施していた「連合年度検査」は、既に商務、財政、税務、外貨などの部門で組織される「連合申告」に変更されている。筆者の見るところ、外商投資企業は[「2014年外商投資企業年度経営状況連合申告作業の実施に関する通知」](#)に基づき、[2014年6月30日までに「連合申告」](#)の年度报告を記入し提出しなければならないことに留意しなければならない。
- 「企業情報公示条例」で意見募集案に含まれていた年度报告内容に関する規定が残された場合、今後、企業は取引相手、提携先などの年度报告を通じて、その従業員規模、対

外投資、网络经营情况等信息，还可能了解到其资产、负债、利润等财务信息，这将在较大程度上降低企业尽职调查的成本。

- 根据《企业信息公示条例（征求意见稿）》，违反年度报告公示义务的法律后果与信用系统、经营异常名录等挂钩，需要一并了解 and 把握。

2. 信用体系构建措施之二：市场主体信用信息公示系统

改革方案要求构建市场主体信用信息公示系统（以下简称“该系统”），并要求工商部门在该系统上公布市场主体登记、备案、监管等信息，企业在该系统上公示年度报告和获得资质资格的信息等。

《企业信息公示条例（征求意见稿）》对该系统相关事项作了更具体的规定，包括：

- 工商部门应在该系统上公示下列企业信息：（一）企业登记、备案信息；（二）动产抵押登记信息；（三）股权出质登记信息；（四）行政处罚案件信息；（五）其他依法应当公示的信息。
- 其他政府部门应在该系统上公示下列企业信息：（一）企业取得行政许可的信息；（二）企业受到行政处罚的信息；（三）其他依法应当公示的信息。
- 企业应在该系统上公示年度报告，还应自下列信息形成之日起 20 个工作日内，在该系统上公示：（一）有限责任公司股东或者股份有限公司发起人认缴和实缴的出资额、出资时间、出资方式等信息；（二）行政许可取得以及变动信息；（三）知识产权出质登记信息；（四）受到行政处罚的信息；（五）其他依法应当公示的信息。
- 企业未按规定在该系统上公示相关信息的，需承担包括被列入严重违法企业名单等法律责任。

此外，与《企业信息公示条例（征求意见稿）》相配套，国家工商总局于 2014 年 05 月 12 日公布了《[企业公示信息抽查办法（征求意见稿）](#)》，规定了工商部门对企业公示信息真实情况等进行抽查的制度；于 2014 年 06 月 06 日公布了《[通过企业信用信息公示系统公示工商行政管理机关行政处罚案件信息规定（征求意见稿）](#)》，规定了各级工商部门在该系统上公示

外投資、オンライン経営状況などの情報を迅速に把握することができ、更にはその資産、負債、利益などの財務情報をも把握することが可能となり、これは企業が DD 調査を行ううえでのコストを大幅に引き下げることになる。

- 「企業情報公示条例（意見募集案）」によれば、年度报告公示義務に違反した場合の法的責任は信用システム、经营异常名簿などと連動するとされており、併せて確認し、把握する必要がある。

2. 信用システム構築措置その二：市场主体信用信息公示システム

改革方案は市場主体信用情報公示システム（以下「当該システム」という）の構築を求めており、同時に工商部門は当該システム上で市場主体の登記、届出、監督管理などの情報を公開し、企業は当該システム上で年度报告および取得した認証要件・認証要件資格に関する情報などを公示するように求めている。

「企業情報公示条例（意見募集案）」は当該システムの関連事項についてより具体的な規定を設けており、以下の内容が含まれる。

- 工商部門は当該システム上で以下の企業情報を公示しなければならない。（一）企業登記、届出情報、（二）動産抵当登記情報、（三）持分抵当権設定登記情報、（四）行政処罰事件情報、（五）その他の法により公示しなければならない情報。
- その他の政府部門は当該システム上で以下の企業情報を公示しなければならない。（一）企業が取得した行政許可に関する情報、（二）企業が受けた行政処罰に関する情報、（三）その他の法により公示しなければならない情報。
- 企業は当該システム上で年度报告を公示した上、以下の情報が形成された日から 20 業務日以内に当該システム上で公示しなければならない。（一）有限責任会社の株主または株式会社の発起人が引き受けおよび払い込んだ出資額、出資時間、出資方式などの情報、（二）行政許可の取得および変更に関する情報、（三）知的財産権質権設定登記情報、（四）受けた行政処罰に関する情報、（五）その他の法により公示しなければならない情報。
- 企業が規定に従って当該システム上で関連情報を公示しなかった場合、重大違法企業名簿への記載などを含む法的責任を負わなければならない。

この他、「企業情報公示条例（意見募集案）」に付随して、国家工商総局は 2014 年 5 月 12 日に「[企业公示情報抜取検査弁法（意見募集案）](#)」を公布し、工商部門が企業の公示情報の真实性などについて抜取検査を行う制度を定めた。2014 年 6 月 6 日には「[企業信用情報公示システムを通じた工商行政管理機関行政処罰事件情報の公示に関する規定（意見募集案）](#)」を公布し、各級工商

工商行政处罚信息的程序等。

【**律师观点**】

- 根据《企业信息公示条例（征求意见稿）》，工商部门和其他政府部门都将在该系统上公布企业的相关信息，这一方面有利于各部门实现信息共享，便于企业办理涉及多个部门的事项；另一方面，行政处罚信息在系统上共享后，企业受到某一部门处罚的违法行为，其他部门将更快地获知，如果与其职权相关，则可能更迅速地作出反应，对企业进行进一步的调查和处罚。
- 《企业信息公示条例（征求意见稿）》要求企业在发生股东认缴和实缴出资额等情况变化时，在该系统上即时更新。律师认为，这一要求是与注册资本认缴登记制的实施配套的。实施认缴登记制后，实收资本不再作为工商登记事项，公众已无法直接从企业营业执照上了解其实收资本情况，而通过要求企业在该系统上公示该等信息，其他企业及社会公众将可以通过该系统了解相关企业的实收资本情况，从而判断其资金实力。
- 《企业信息公示条例（征求意见稿）》要求企业公示其行政许可取得以及变动的信息，这有利于企业在有特定资质要求（例如危险化学品经营资质）的交易项目中，更便利地了解潜在合作对象的资质情况，从而判断、选择。

3. **信用体系构建措施之三：经营异常名录等名录制度**

改革方案提出建立名录制度，主要包括“经营异常名录”和“严重违法企业名单”（即“黑名单”）。

《企业信息公示条例（征求意见稿）》、《企业公示信息抽查办法（征求意见稿）》，以及国家工商总局于2014年05月12日另行出台的《[经营异常名录管理办法（征求意见稿）](#)》，对名录制度作了更具体的规定，包括：

- 载入经营异常名录的情形：企业未依法履行年度报告公示义务；企业未依法履行即时信息公示义务；通过企业登记的住所（经营场所）无法联系。
- 载入严重违法企业名单的情形：企业被裁

部門が当該システム上で工商行政处罚情報を公示する手順などを定めた。

【**筆者の観点**】

- 「企業情報公示条例（意見募集案）」によれば、工商部門とその他の政府部門はいずれも当該システム上において企業の関連情報を公布するため、本方面においては各部門の情報共有の実現に有利となり、企業が多くの部門に係わる事項を処理するに便利となる。また、行政处罚情報がシステム上で共有されれば、企業がある部門から処罰を受けた違法行為は、速やかにその他の部門の知るところとなり、その職権と関連する場合、より迅速に反応し、企業に対し更なる調査と処罰が行われるものと思われる。
- 「企業情報公示条例（意見募集案）」は企業に対し、株主が引き受けおよび払い込んだ出资额などの状況に変更が生じた場合、当該システム上で直ちに更新するように求めている。筆者が見るところ、本要求は登録資本引受登記制の実施とセットであると判断する。引受登記制の実施後、払込資本は工商登記事項ではなくなり、大衆は直接企業の営業許可証からその払込資本の状況を把握することができなくなるため、企業に対し当該システム上で当該情報を公示するように求めることで、その他の企業および社会大衆は当該システムを通じて関連企業の払込資本状況を把握し、その資金力を判断することができる。
- 「企業情報公示条例（意見募集案）」は企業に対し、その行政許可の取得および変更に関する情報を公示するように求めており、これは企業が特定の資格要求のある（例えば危険化学品経営資格）取引において、潜在的な提携相手の資格状況を把握して、判断し選択するうえで一層便利となる。

3. **信用システム構築措置その三：経営異常名簿などの名簿制度**

改革方案は名簿制度の確立を提起しており、主に「経営異常名簿」と「重大違法企業名簿」（即ちブラックリスト）が含まれる。

「企業情報公示条例（意見募集案）」、「企业公示情報抜取検査弁法（意見募集案）」、及び国家工商総局が2014年5月12日に別途公布した「[経営異常名簿管理弁法（意見募集案）](#)」は、名簿制度について具体的な規定を設けており、以下の内容が含まれる。

- 経営異常名簿に記載される状況：企業が法に従って年度報告公示義務を履行しなかった。企業が法に従って即時情報公示義務を履行しなかった。企業が登記した住所（经营场所）を通じて連絡が取れなかった。
- 重大違法企業名簿に記載される状況：企業

入经营异常名录届满 3 年前 60 日内，工商部门将通过企业信用信息公示系统催告其履行相关义务，届满仍未履行义务的，将企业列入严重违法企业名单。

- 载入、移出名录和利害关系人异议等程序。
- 企业被载入名录的后果，例如：政府部门在行政许可、资质资格认定、监督管理、政府采购、工程招投标、国有土地出让等工作中，将企业信息作为重要考量因素，被列入严重违法企业名单的企业及其法定代表人或者负责人依法予以限制或者禁入。

【律师观点】

- 由于企业被载入名录，可能导致其无法获得行政许可、资质资格认定、工程项目等，影响较大，因此，建议企业对载入名录的情形等规定予以重视，尽量避免不按时报送年度报告、公示信息不真实等情形。
- 《经营异常名录管理办法（征求意见稿）》规定了移出名录、利害关系人异议等制度，如发生被列入名录的情形，建议企业充分利用该等制度，争取尽快移出名录。

根据改革方案以及相关征求意见稿的设想，上述几项措施有机结合、相辅相成，共同构建起中国企业信用体系。未来，在《企业信息公示条例》等法规正式出台和实施后，上述措施可能在某些方面与本文中的介绍和解读存在差异。对此，律师将持续予以关注。

对企业建立全面的、健全的信用体系是大势所趋。2014 年 06 月 14 日，国务院另行发布了《[国务院关于印发社会信用体系建设规划纲要（2014—2020 年）的通知](#)》，在本文讨论的侧重于信息公示等内容的企业信用体系外，针对企业进一步提出，要在生产、流通、金融、税务、价格等企业经营涉及的各领域中，建立完善的信用体系。律师估计，后续也会有具体的配套措施出台，律师同样予以持续关注。

（里兆律师事务所 2014 年 07 月 11 日编写）

が経営異常名簿に記載されて満 3 年が経過する日から遡って 60 日を過ぎたときから、工商部門は企業信用情報公示システムを通じて、それに対し関連義務の履行を催告するが、期間満了後も依然として義務を履行していない場合、企業は重大違法企業名簿に記載される。

- 名簿の記載、削除と利害関係者の異議申立てなどの手順。
- 企業が名簿に記載された場合の好ましからぬ結果として、例えば、政府部門の行政许可、認証要件資格認定、監督管理、政府調達、工事入札募集・入札、国有地払下げなどの作業においては、企業情報を重要な勘案要素とするため、重大違法企業名簿に記載された企業およびその法定代表者または責任者は法により参入を制限しもしくはあ禁止される。

【筆者の観点】

- 企業が名簿に記載されれば、行政许可、認証要件資格認定、工事プロジェクトなどを獲得できなくなるものと思われ、影響は大きい。よって、企業は名簿に記載される状況などに関する規定に注意を払い、期日までに年度报告を申告しなかったり、公示情報に瑕疵があるなどの状況をできる限り避けることが望ましい。
- 「経営異常名簿管理弁法（意見募集案）」は名簿からの削除、利害関係者の異議申立てなどの制度を定めており、名簿に記載される状況が生じた場合には、企業は当該制度を十分に活用し、速やかに名簿から削除されるように努めることが望ましい。

改革方案および関連意見募集案の構想によれば、上述した複数項目の措置は有機的な結合、相互補完を行い、共同で中国企業信用システムを構築していく。今後、「企業情報公示条例」などの法令が正式に公布、施行された際、上記改革措施はある部分において本文で紹介および解説した内容と異なる可能性がある。これについて、筆者は継続して留意していく。

企業の全面的、整備された信用体制構築の動きは現在の大勢を占めている。2014 年 6 月 14 日、国务院が別途公布した「[社会信用体制構築計画綱要（2014—2020 年）の公布に関する国务院の通知](#)」においては、本文で検討した情報開示などの内容に重きを置いた企業信用体制の外、企業に対し、更に生産、流通、金融、税務、価格などの企業経営にかかわる各領域においても、整備された信用体制を構築しなければならないことを提起している。筆者の見るところ、今後も具体的な付帯措置が公布されるものと思われ、筆者は同様に引き続き注目していく。

（里兆法律事務所が 2014 年 7 月 11 日付で作成）